

2006年度(第14回)

日本女子シニアゴルフ選手権競技

競 技 規 定

期 日 5月11日(木)12日(金)
場 所 福島石川カントリークラブ
〒963-7832 福島県石川郡石川町弥吾 70 .0247-26-5161
主 催 財団法人 日本ゴルフ協会
後 援 文部科学省

1. ゴルフ規則： 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. プレーの条件： 5月11日(木) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
5月12日(金) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
3. タイの決定： 36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてサドンデス方式によるプレーオフを行い優勝者を決定する。
4. 使用球の規格： (1)『公認球リストの条件・ゴルフ規則付(c)1a』を適用する。(ゴルフ規則161ページ参照)
(2)ラウンド中に使用する球について『ワンボール条件・ゴルフ規則付(c)1b』を適用する。
(ゴルフ規則161ページ参照)
5. ドライビング： プレーヤーがラウンド中に持ち運ぶドライバーは、R&A ルールズリミテッドの発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに名前が掲載されているクラブヘッド(モデルやロフトによって識別される)を有していなければならない。 **この競技の条件の違反の罰は競技失格**
「最新の適合ドライバーヘッドリスト」とは競技の条件で別途規定されていない限り、競技が開催される週(複数ラウンドの場合は第1ラウンドが開催される週)の火曜日にR&Aのホームページ上に掲載されているリストとする。』
6. 移 動： 正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付(c)9移動』を適用する。(ゴルフ規則166ページ参照)
7. キャディー： 正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付(c)3』を適用する。(ゴルフ規則163ページ参照)
なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
8. 競技終了時点： 本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
9. 参加資格： 昭和31年(1956年)12月31日以前に誕生の女子(出生時)アマチュアゴルファーで、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
(1)2005日本女子シニアゴルフ選手権競技 上位10位
(2)各予選競技通過者合計130人とする。
(3)JGA特別承認者
(注)第9項(2)より欠場者が生じた場合、当該予選会場よりの繰り上げは行わない。
10. 賞 賞： (1) 総合の部
優 勝 者 JGA杯、文部科学大臣杯
第2位、第3位 銀 皿
(2) 50歳以上59歳以下の部(重複受賞あり)
第1位タイ メダル
(3) 60歳以上69歳以下の部(重複受賞あり)
第1位タイ メダル
(4) 70歳以上の部(重複受賞あり)
第1位タイ メダル 受賞者の年齢は、2006年12月31日現在とする。
11. 賞 状： 優 勝 者 文部科学大臣賞状
12. 参加申込： (1)第9項(1)、(3)に該当する競技者
参加料を3月3日(金)以降、締切日までに、現金書留にて支払うこと。(銀行振込、為替小切手等は一切受け付けません。)所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。

送 付 先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階
(財)日本ゴルフ協会 .03-3566-0003

(2)第9項(2)の各予選競技通過者

改めての申込みは不要です。

13. 申込締切日: 予選競技通過者以外の参加者【第9項(1)、(3)】からの申し込みは4月4日(火)午後5時までにJGAへ必着のこと。電信、電話、ファックスによる参加申し込みは受理しない。また、締切後の申し込みは理由の如何を問わず受理しない。
14. 参加料: 予選・本選を通じ26,000円(消費税含む)
(注)締切後の参加取消しの場合は参加料は返金しない。
(注)締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。
15. 指定練習日: 5月8日(月)、9日(火)、10日(水)とし、うち1人2日まで。(会員並扱い)
16. 参加章: ネームプレート
17. 個人情報に関する同意内容: 「2006年度(第14回)日本女子シニアゴルフ選手権競技参加申込書」並びに「2006年度(第14回)日本女子シニアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、当協会が取得する貴殿の個人情報は、次の目的にのみ利用します。
(1)第14回日本女子シニアゴルフ選手権(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含みます。
(3)この申込書並びに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。

注: グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。